

平成 28 年 5 月吉日

松山市長 野志克仁 様

「松山市歩きたばこ等の防止に関する条例」罰則付加の要望書

NPO 法人禁煙推進の会えひめ
<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末1丁目3番9号703号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私ども NPO 法人禁煙推進の会えひめ（現在、会員数約 200 名）では世界禁煙デーに合わせて毎年大街道・銀天街での路上喫煙禁止、罰則規定付加を求めてプラカード、シュプレヒコールなどによる禁煙推進パレードを行なっております。今年は、5 月 22 日に開催いたしました。松山市からもご後援をいただき、感謝いたしております。また、新聞への投書などを通じて、路上喫煙に対する罰則規定を条例化するよう活動を行っております。毎年、要望させていただいておりますが、松山市からの回答は、「喫煙者と非喫煙者の双方の権利を守り・・・」「ポイ捨ては禁止している」「定期的に清掃しているから問題はない・・・」の繰り返しです。これは実態を把握していない回答であります。大街道・銀天街を歩いていますと、大勢の歩行者の中には歩きながら喫煙している人を少なからず見かけます（特に夜間、早朝）。また、吸い殻も多く捨てられています。特に、開店掃除前の早朝大街道は、ポイ捨てが多く見受けられます。今年も禁煙パレード早朝の清掃で約 3,000 本のポイ捨てタバコを回収いたしました。毎年行っておりますが、一向に改善傾向にありません。回収したポイ捨てタバコを本要望書と一緒に持参させていただきまます。違反の歩きタバコが減りますように、取りあえずは、自転車を取り締まるのと同様に夜間や早朝を中心に大街道の巡回をお願いできれば幸いです。

受動喫煙は今や世界的にも大きな問題となっており、WHO（世界保健機関）が中心となって規制を強力に推し進めているところであります。松山市でも最も人が集まる大街道・銀天街を罰則付きの路上喫煙禁止条例に制定することによって、受動喫煙が大幅に減少し、安心してショッピングが楽しめる地区になることを期待いたします。医学的に喫煙は、「ニコチン依存症と関連する全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」とされており、ニコチン依存症という喫煙者の病気に対して、マナーに頼っていても無駄で、罰則（罰金徴取）を制定しないと実効性がないことは、東京都千代田区や他の自治体の前例からも明白です。

また、松山市の「歩きたばこ等の防止に対する条例」の HP を拝見しますと、大街道等はもちろん、歩きタバコ等は禁止区域になっていますが、市内全域で“努力”するようになっております。市内全域で歩きタバコをしないように努力しなければならないことを知っている市民はどれだけいるのでしょうか？私たちが知っている限り、皆無だといっても過言ではありません。是非とも、喫煙者はもちろん全ての松山市民に市内全域で歩きタバコをしないことを努力するように周知していただければ幸いです。さらに、この条例の目的に「禁煙の推進やたばこ撲滅を目指すものではありません。」とご丁寧に記載されていますが、わざわざ、この文言を掲載する意味があるのでしょうか？松山市健康増進計画「健康ぞなもし松山」7つのスローガンの1つ「タバコと煙は 吸わない 吸わせない」（禁煙推進）を否定するものです。健康づくり推進課からの苦情は来ないのでしょうか？即刻の削除をお願いいたします。

以上をどうぞご理解賜り、歩きタバコ等禁止対象地区に於ける罰則（罰金）付加に向けて、前向きにご検討をいただきたくとともに、市内全域で歩きタバコをしないように周知していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

また、当会の要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html